

第1回 西原町青少年音楽祭



フィナーレでは出演者全員で「花は咲く」を合唱しました

町の世帯・人口 平成26年 8月31日現在

人口	男	17,600人
	女	17,527人
	計	35,127人
世帯数	13,652世帯	

特定健診の受診状況 (平成26年8月末日現在)

受診率	12.0 %
平成26年度受診率目標	45.0 %
目標まであと	2,172人

今月のトピックス

- 平成25年度決算 2
- 指標で町政をチェック 3
- 平成25年度 健全化判断比率等の公表 4
- 証明書発行等の手数料が改定されました 5
- 平成27年度 保育所入所児童募集 6
- 平成27年度 保育所・幼稚園申込みについて 7
- 水痘(水ぼうそう)の予防接種 8
- 介護保険に関するお知らせ 9
- 高齢者予防接種のお知らせ 10
- DV問題についての講演会 15
- 第13回 西原町文化祭 16
- 農業体験カレプロジェクト 参加者募集 16

西原町ホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

西原町議会

新しい“西原町議会議員”よろしくお願いします

任期満了に伴う西原町議会議員選挙が9月7日に行われ、19名の議員が決定しました。新しい議員の任期は、平成26年9月28日から平成30年9月27日です。

議会は町長から提案された予算や条例、決算などが、町民のために本当に必要なことか、町民の要望が町政に組み込まれているかを調査、審査し、決定します。また、町の事務が適正に行われているかのチェックをしたり、執行当局(町長や教育委員会等)に対し意見を述べ、助言を行ったりします。議会と、町長を中心とした執行当局とは、まったく対等な立場で互いを尊重しながら、町政がよりよい方向に進むよう努めています。



ながはま ひろみ
長濱ひろみ【字我謝】



みやさと ひろみ
宮里 洋史【字小橋川】



いけい ひろこ
伊計 裕子【字小波津】



あらかわ よしお
新川 喜男【字小那覇】



おおしろ よしたか
大城 純孝【字兼久】



き な まさもり
喜納 昌盛【字上原】



おおしろ せいじ
大城 誠一【字与那城】



まえしろ てつ
真栄城 哲【字翁長】



や び く みつる
屋比久 満【字我謝】



うえざと よしきよ
上里 善清【字兼久】



よ な みねよしお
與那嶺義雄【字幸地】



みやさと よしお
宮里 芳男【字翁長】



なかまつ つとむ
仲松 勤【字内間】



いは ときお
伊波 時男【字棚原】



ぎ ま のぶこ
儀間 信子【字翁長】



こ や さとる
呉屋 悟【字小波津】



まえさと こうしん
前里 光信【字小波津】



よ ぎ きよし
與儀 清【字津花波】



おおしろ よしひろ
大城 好弘【字小波津】

9月10日に、当選証書付与式が行われました。新しい議員は、9月定例会から職がスタートします。



【お問い合わせ】 西原町議会事務局 ☎945-5122

平成25年度

決算

※決算とは一年間の収入と支出の実績のことです。

平成25年度の一般会計と特別会計の決算を報告します。

一般会計の決算額は、収入で一四二億三千万円（前年度比十五・六％増）、支出で一三九億三千万円（前年度比十八・一％増）となりました。

収入支出差引額から翌年度に繰り越すべき財源（六千万円）を差し引いた実質収支額は、二億四千万円で黒字となりました。

収入では昨年に引き続き、国や県から交付されるお金（使い道限定）が三億七千万円の増、町有地売却などによるその他収入が六億円の増、庁舎建設などの公共事業での銀行等からの借入金が十億七千万円の増となりました。支出では、庁舎建設などの影響で総務・企画・徴税費が十八億九千万円の増となりました。

指標で

町政を

チェック！



平成25年度に西原町が行った事業で、どれだけの成果があったかをチェックするため、主要な施策ごとに指標を設定し、平成24年度と比較を行いました。

この指標は、西原町まちづくり基本条例（平成24年4月制定）で掲げたまちづくりの基本方向を、施政方針に基づき、課題解決のための具体的な施策を体系的に位置づけて示したものです。

この基本条例に基づく事業の成果は、今後も公表していきます。町民のみなさまの行政参加の一助になれば幸いです。

まちづくり基本条例と施政方針に基づく成果指標

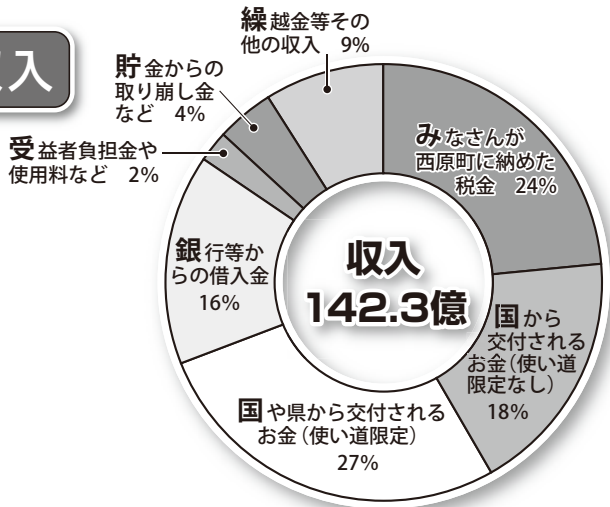
基本方向	施政方針項目	成 果 指 標	単位	25年度	24年度	基本方向	施政方針項目	成 果 指 標	単位	25年度	24年度
平和で人間性豊かなまちづくり	平和行政の推進	平和音楽祭参加者数	人	1,500	1,500	健康と福祉のまちづくり	成人保健事業の推進	特定保健指導実施率	%	58.1	62.2
	地域活性化事業の推進	手づくりのまち原材料助成件数	件	2	4		医療保険事業の推進	町民一人あたり年間医療費（国民健康保険加入者）	円	294,085	284,804
	男女共同参画社会の推進	審議会における女性委員登用率	%	36.3	35.3			国民健康保険税収納率（現年度分）	%	93.8	93.0
	学校教育の充実	不登校児童生徒数	人	47	41		母子保健事業の推進	乳児一般健康診査受診率	%	87.5	89.6
		「西原町教育の日」実践発表会参加人数	人	336	277		児童・母子（父子）福祉の充実	要保護児童対策地域協議会相談受付件数	件	128	139
	学校給食共同調理場の充実・強化	給食費納付率	%	97.5	97.1			保育所持機児童数	人	129	98
	生涯学習の振興	中央公民館利用者数	人	45,909	33,547		地域福祉活動の推進	児童館利用者数	人	46,182	43,772
		町民一人当たりの図書貸出件数	冊	6.1	6.6			災害時要保護者調査及び在宅高齢者生活調査訪問数	件	0	41
		町民文化講座受講者数	人	55	85		高齢者福祉の充実	介護サービスを受けた方一人あたり月平均給付費	円	181,636	172,520
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	学校開放事業利用延べ人数	人	20,718	22,396			いいあんべー共生事業参加人数	人	19,937	18,223
		西原運動公園利用者数	人	129,927	148,785		障害者（児）の福祉	福祉サービス（施設訓練事業、居宅生活支援事業、療養介護）件数	件	5,204	4,374
文化事業の推進	文教のまちガイド養成講座受講者数	人	-	14	身体障害者補装具給付件数	件		84	71		
国際交流事業の推進	海外移住者子弟研修生人数	人	2	3	身体障害者日常用具給付件数	件		491	514		
安全で環境にやさしいまちづくり	交通安全施設の整備と安全教育の推進	交通事故発生件数	件	182	180	豊かで活力のあるまちづくり	農業の振興	さとうきび生産量	t	2,770	2,910
	消防・防災体制等の確立	不発弾処理件数	件	4	2		林業の振興	造林事業保育・新植面積	㎡	0.50	0.50
	環境保全対策の推進	町民一人あたり年間ごみ量（資源ごみ含まず）	kg	285	291		道路網及び排水の整備	すぐやる係への相談件数	件	435	466
		公害苦情処理件数	件	27	15			道路改良率	%	44.7	44.7
	下水道の整備	下水道整備率	%	39.0	36.0		都市基盤施設の整備	雨水タンク設置補助件数	件	4	8
		下水道接続率	%	49.3	48.0			町民一人あたり都市公園面積	㎡	8.4	8.4
	健康と福祉のまちづくり	成人保健事業の推進	肺がん検診の受診率	%	22.0		27.0	町政運営	職員研修参加者数	人	66
食生活改善推進員人数			人	100	91	町ホームページアクセス数	件		705,488	737,010	
健康教室参加者数			人	246	199	町民一人あたり町の負債額	円		340,410	301,723	
特定健診受診率			%	36.3	35.0	町税の徴収率	%		95.1	94.7	

○この記事に関する詳細な情報は「平成25年度主要施策の成果説明書」としてまとめています。
西原町ホームページで公表予定ですので、ご覧ください。
〔トップページ左メニューの西原町役場のご案内→財政→平成25年度→平成25年度主要施策の成果説明書〕

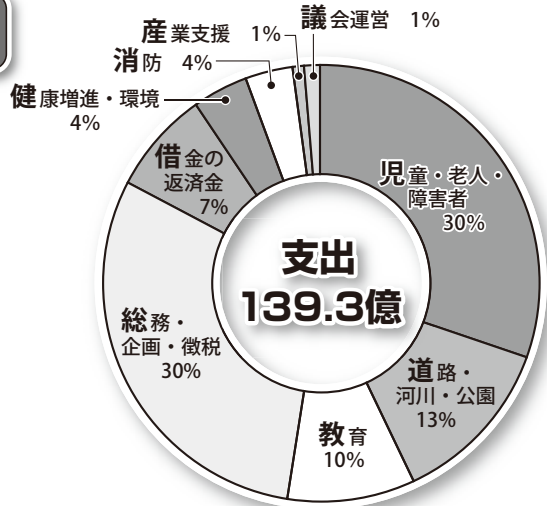
【お問い合わせ】総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533

一般会計 ……税金などを収入に教育や福祉、道路や公園整備など、西原町の基礎的な行政サービスを行う会計

収入



支出



特別会計 ……保険料や使用料など特定の収入で特定の事業を行う会計

会計名	収入	支出	差引額
国民健康保険	42.8億円	56.0億円	△13.2億円
公共下水道事業	7.8億円	7.6億円	0.2億円
土地区画整理事業	4.8億円	4.4億円	0.4億円
介護保険	18.9億円	18.4億円	0.5億円
後期高齢者医療	1.8億円	1.8億円	0.0億円

水道事業	
収益的収入	8.5億円
収益的支出	8.1億円
資本的収入	0.2億円
資本的支出	1.0億円

10月1日より 証明書発行等の手数料が改定されました

西原町では行政サービスの向上を図るため、各種証明書等の発行を迅速化する電算システムや改ざん防止用紙の導入などを行ってきました。しかし、これまで20年余にわたって据え置かれている現行手数料では、経費を賄えない状況となっています。そのため、財源の確保と町の財政基盤の強化を目的として、以下のとおり各種証明書の発行等に関して、手数料の額が変わりました。町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

証明書等の種類	現行手数料	新手数料	担当課
印鑑登録に係る手数料	300円	400円	総務部町民生活課 ☎ 945-5012
印鑑登録証明、住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書、住民基本台帳法第11条の2に基づく閲覧に係る手数料	200円	300円	
所得証明、納税証明、課税証明、営業証明、扶養証明、資産証明、評価証明、課税台帳の写し、宅地課税証明、建物減失証明、公課証明、地籍併合図の写し、台帳閲覧に係る手数料	200円	300円	総務部税務課 ☎ 945-4729
契約、補助金、交付金等に関する証明に係る手数料	200円	300円	関係各課
国保税納付証明、後期高齢者医療保険料納付証明に係る手数料	200円	300円	福祉部健康推進課 ☎ 945-4791
介護保険料納付証明に係る手数料	200円	300円	福祉部介護支援課 ☎ 945-5013
その他の証明・閲覧に係る手数料	200円	300円	関係各課

11月5日(水)に「沖縄県広域地震・津波避難訓練」を行います

大規模地震・津波の発生を想定し、県民等の避難行動に特化した県下全域を対象とした訓練が実施されます。本訓練では、訓練開始時刻に「防災無線を通した避難広報」や「緊急速報メール」が実際に配信されます。これは「訓練」ですので間違えないようお願いします。

なお訓練参加を希望する団体は、市町村を通して沖縄県へ報告する必要があるため、下記へ連絡(報告)くださいますようご協力をお願いします。

【実施日時】11月5日(水)10:30～11:30頃

【参加対象団体】市町村、自治会、学校、保育園、福祉施設、宿泊・観光施設、事業所、商業施設のほか津波避難訓練を講じる必要のある公共施設

【お問い合わせ】総務部総務課 ☎945-5011

または沖縄県知事公室 防災危機管理課 ☎866-2143

※※防災無線について※※

「防災無線」で放送された内容(緊急放送・自治会放送など)を聞き漏らした場合、電話で放送内容の確認を行うことができます。

※電話確認する場合は「電話料金」が発生しますのでご注意ください。

◎ 操作手順

①自動電話応答装置 ☎098-944-6081へ電話します。

②日時のとに録音されたメッセージが順に流れます。(複数録音されている場合は、プッシュ操作でメッセージ選択操作を行います)

【#1】ひとつ前のメッセージに戻る 【#2】現在聞いているメッセージの冒頭に戻る

【#3】次のメッセージを聞く 【#0】最初のメッセージに戻る

③内容を確認したら、電話を切ります。

※録音放送がない場合は、「録音放送なし」のガイダンスが流れます。

平成25年度 健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

その法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標(①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。)及び公営企業(水道・下水道事業など)の経営状況を示す指標(※以下「資金不足比率」と表します。)が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

平成25年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字となりました。③実質公債費比率は9.2%、④将来負担比率は110.9%で、いずれも早期健全化基準(※用語解説を参照)を下回りました。しかし、西原町の財政状況が厳しいことには変わりはありません。引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に取り組みます。

【健全化判断比率】

健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
① 実 質 赤 字 比 率	—	14.32%	20.0%
② 連結実質赤字比率	—	19.32%	30.0%
③ 実質公債費比率	9.2%	25.0%	35.0%
④ 将 来 負 担 比 率	110.9%	350.0%	

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

【資金不足比率】

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水 道 事 業 会 計	—	20.0%	資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

【用語解説】

早期健全化基準	基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	基準を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
実 質 赤 字 比 率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の※標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の※標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の※標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。
将 来 負 担 比 率	現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の※標準財政規模に対する比率です。
資 金 不 足 比 率	公営企業会計の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。
※ 標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

○この記事に関する情報は、町ホームページでも公表予定ですので、ご覧ください。昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図も掲載しています。

【トップページ左メニューの西原町役場のご案内→財政→平成25年度→平成25年度西原町健全化判断比率等の公表】

【お問い合わせ】 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533

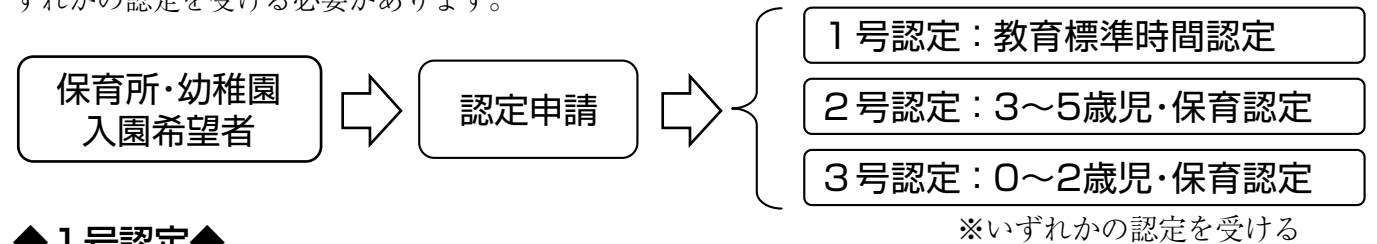
平成27年度 保育所・幼稚園入園申込み ご希望のみなさまへ

～次年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタート！～

『子ども・子育て支援新制度』では、市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性や必要量など、子育て環境や子どもの状況に応じた認定を受けて、保育所や幼稚園に申し込む流れになります。

< 保育・教育認定制度 >

新制度導入に伴い、保育所や幼稚園の利用を希望する保護者の方は、下記に示す『3つの認定区分』のうち、いずれかの認定を受ける必要があります。



◆1号認定◆

対象：子どもが満3歳以上で、幼稚園を希望する場合（西原町では、来年度は4歳、5歳を対象とします）

◆2号認定◆

対象：子どもが満3歳以上で『保育の必要な事由』（下記参照）に該当し、保育所を希望する場合

◆3号認定◆

対象：子どもが満3歳未満で『保育の必要な事由』（下記参照）に該当し、保育所を希望する場合

『保育の必要な事由』…以下のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労…フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務、居宅内労働（自営業、在宅勤務等）など基本的にすべての就労が対象。ただし、一時預かりで対応可能な短時間勤務は除く。
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居または長期入院等している親族の常時介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動…起業準備を含む。
- ⑦ 就学…職業訓練校などにおける職業訓練を含む。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として西原町が認める場合
※ 同居親族の方が保育所入所希望の子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

< 幼稚園の平成27年度の入園申込み受付について >

幼稚園の認定申請と入園申込みは11月中旬頃となる予定です。
詳細が決まり次第、広報誌、ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ】福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311／教育部教育総務課 学務係 ☎945-3655

平成27年度

新規・継続

保育所入所児童募集



【入所対象児童】

西原町内にお住まいで保育の必要な事由に該当し、2号認定・3号認定いずれかの認定を受けた方
（保育の必要な事由：保護者が仕事や看護・介護、病気・障がい、妊娠・出産等のため家庭保育が困難な世帯。7ページ参照）

【認定申請・入所申込受付期間及び受付場所】

11月12日（水）から11月28日（金）まで

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日、開庁日の12：00～13：00を除く）

受付場所：西原町役場研修・閲覧室（3階）・各保育所（在園児と在園児のきょうだいのみ）

- ☆ 申込用紙等は、福祉部福祉課または各保育所で10月20日（月）より配布予定です。
- ☆ 保育所へ入所希望の方は、全員お申し込みが必要です。また認定申請書及び入所申込書は、児童1人につき1枚の提出が必要です。ご注意ください。
- ☆ 保育料の滞納は認められません。保育料滞納世帯のお申し込みは、福祉部福祉課の窓口でご相談ください。

【認定区分】

2号認定：3～5歳で保育園希望（幼稚園併願者含む） 3号認定：0～2歳で保育園希望

- ☆ 申請書類の審査後、保育の必要な事由に該当する方には認定証を交付します。
- ☆ 申込児童が定員を上回る場合は、優先度の高い方から順次、入所承諾を行います。そのため、認定証が交付されても必ず入所できるわけではありません。あらかじめご理解ください。

【保育必要量の区分】 保護者の勤務時間等に応じて、施設利用時間を設定することになります。

「保育標準時間」利用：保護者の勤務時間等が、1週間あたり30時間以上の方が対象。施設利用時間は1日最長11時間（原則8時間保育）。
「保育短時間」利用：保護者のうちいずれか一方の勤務時間等が、1週間あたり16時間以上30時間未満の方が対象。施設利用時間は、1日最長8時間。

	保 育 所 （ 園 ） 名	所 在 地	電 話 番 号	定 員
公 立	坂田保育所	翁長665	945-5306	100人
認 可	西原白百合保育園	翁長303	945-4534	120人
	愛和保育園	小那覇337-2	945-4418	120人
	さざなみ保育園	安室196-1	945-1164	110人
	さざなみ保育園（分園）	桃原76	945-3535	40人
	小川保育園	小橋川1-2	946-6057	70人
	さくらんぼ保育園	翁長523-12	946-1340	120人
	さわふじ保育園	小波津586-8	946-2540	100人
	さうんど保育園	棚原183-1	945-2397	90人
	西原保育園	与那城172	943-3727	120人

【保育時間】 7：15～18：15（月曜～土曜） ※日曜、祝日、年末年始は休園

保育時間は、原則8時間となっています。各園のご協力により、上記時間を開所時間としています。
「保育短時間」利用の認定を受けた方の通園時間は、現在実施園と協議中です。

【延長保育】 保育時間、利用料金など、現在実施園と協議中です。

（仮称）障がい児保育ご希望の方

【（仮称）障がい児保育】

心身に障がいをもち、保育の必要な事由に該当し、集団保育が可能な児童が対象

- ◇ 対象児童の身体・療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写しを添付してお申し込みください。
 - ※ 診断書の提出を求める場合があります。
 - ※ 特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が手元がない場合は届き次第提出をお願いします。
- ◇ （仮称）障がい児保育の申込みは、西原町役場のみでの受付となります。



【お問い合わせ】福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311



介護保険に関するお知らせ



65歳以上の方へ 「介護保険料の納付確認」のお願い

西原町では、65歳になった方には誕生日の翌月に、65歳以上の転入者には転入日の翌月に、介護保険料の通知を送付しています。

しかし、本人または世帯員の方が年度途中で所得の修正申告等を行うことにより、納付方法が変更になる場合があります。納付書払の方も、口座振替の方も、年金天引の方も、今一度ご自身の納付状況の確認をお願いします。

介護保険料を納めている方へ 「介護保険サービスの利用料」のお知らせ

介護保険料を納めている方が介護保険サービスを利用した場合、原則として費用の1割が個人負担となります。(9割は介護保険から支給されます)

ただし認定を受けた要介護ごとに、利用できる限度額が決められています。その限度額を超えた分、または居住費・食費・日常生活費等は、全額自己負担となります。

【 介護保険サービス(代表例) 】

- ◆ 訪問介護・・・ホームヘルパーから食事・入浴・排泄等のサービスを受けます。
- ◆ 福祉用具貸与・・・車椅子・歩行器・杖等の福祉用具を借りられます。
- ◆ 住宅改修費の支給・・・手すりや段差の解消等の住宅改修の費用が支給されます。

介護保険料を納めないでいると

【 延滞金の加算 】

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(平成25年12月31日までの当該納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間または平成26年1月1日以後の期間は地方税法の定める率)の割合を乗じて計算した金額が徴収されます。

【 給付制限 】

○1年以上滞納すると

介護保険サービスを利用する際に一旦、費用の全額を自己負担します。後日、申請することで保険給付分(9割分)の払い戻し(償還払い)を受けることになります。

○1年6か月以上滞納すると

保険給付分(9割分)の払い戻しが差し止められます。また、差し止められた保険給付分(9割分)から滞納保険料額が控除されます。

○2年以上滞納すると

滞納額に応じて一定期間、利用者負担分が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

【 財産の差押等 】

租税と同じように、財産の差押等の滞納処分を受けることになります。

※※ 納付相談は、福祉部介護支援課まで ※※

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

西原町住宅リフォーム工事

補助金

支給額 最高

20万円

増改築相談員のいるお店

+

下水道接続工事

補助金

支給額 最高

10万円

西原町下水道排水設備指定工事店

=

補助金をうまく活用して 浮いたお金で...何をする??

支給額 最高

30万円

先着順・予算に達し次第【終了】

沖縄県知事許可(一般-21)第11573号

株式会社 七色

〒903-0124 西原町字呉屋69-2

詳しくは **946-4508**

イター・ジキヤラクター
ものまねタレント 鮎川恵一郎

小児の定期予防接種に水痘(水ぼうそう)の予防接種が加わります !!

予防接種法、予防接種法施行令及び予防接種法施行規則の改正に伴い、平成26年10月1日から水痘(水ぼうそう)の予防接種が定期予防接種として無料で受けられるようになります。対象者には通知を発送する予定ですが、まだお手元に通知が届いていなくても、下記の対象者の範囲に該当すれば定期の対象となり、予防接種を受けることができます。ご確認をお願いします。



【定期予防接種対象者】

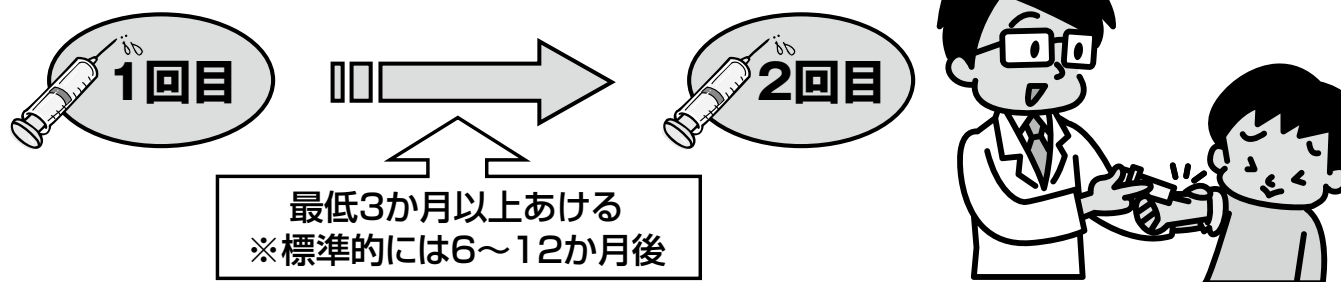
生後12か月～36か月に至るまで(1～2歳)のお子さんで、これまでに水痘予防接種を受けたことがない、もしくは1回受けたことがある方

※ 注意事項

- ・すでに水痘にかかったことがあるお子さんは、定期予防接種の対象外となります。
- ・これまでに任意で水痘予防接種をしたことがあるお子さんは、接種した回数分を引いた接種回数になります。
- ・経過措置の期間中(平成26年10月1日～平成27年3月31日)に3歳に達したお子さんは1回の接種で終了となります。

【接種回数及び接種方法】

2回接種(標準的には生後12～15か月の間に1回目の接種を開始)



【接種の実施方法】

通知に同封されている医療機関での個別接種となります。事前に予約を取り、予診票と親子(母子)健康手帳を持参して予防接種を受けてください。

【経過措置について】

平成26年度(平成26年10月1日～平成27年3月31日)に限り、経過措置として生後36～60か月に至るまで(3～4歳)のお子さんは、定期で1回予防接種を受けることができます。

※ 注意事項

- ・4歳のお子さんは、経過措置期間中に5歳に達した時点で**対象外**となります。
- ・すでに水痘にかかったことがある、または1回以上任意接種を受けたお子さんは、定期予防接種の対象外となります。

【予防接種予診票の発送対象者】

平成26年9月末頃に水痘予防接種に関するお知らせと予診票を発送しています。

○生後11か月になるお子さん(9月末発送予定:平成25年10月1日～31日生れ)予診票2枚

○1～2歳になるお子さん(平成24年1月2日～平成25年9月30日生れ)予診票2枚

○3～4歳になるお子さん(経過措置対象者:平成21年10月2日～平成24年1月1日生)予診票1枚

予防接種を受ける際は、必ず親子(母子)健康手帳の予防接種履歴をご確認ください !!

【お問い合わせ】福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

高齢者インフルエンザ予防接種

■ 対象者

接種時に次の年齢となる方です。

- ① 65 歳以上になる方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方やヒト免疫ウイルスによる免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障がいのある方(身体障害者手帳 1 級程度の方になります)
- ※ 65 歳以上になる方は個別の通知が送られます。対象者の②に該当する方で予防接種を希望する方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

■ 実施期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで

(高齢者肺炎球菌ワクチンの接種期間と異なるのでご注意ください)

- ※ 医療機関によっては、11 月から実施するところがあります。事前に各医療機関でご確認ください。

■ 自己負担額

自己負担額 1,000 円 (西原町助成額 3,094 円)

- ※ 生活保護受給者は自己負担額が免除となります。予防接種を受けるときは被保護証明書を提示してください。

■ 接種医療機関

西原町が指定した医療機関での接種となります。指定医療機関については、個別の通知でお知らせします。指定医療機関以外で接種を受けた場合は、全額自己負担となります。

■ 予防接種を受ける際に必要なもの

- ・ 予診票(医療機関備え付けの予診票でも可)、健康保険証、健康手帳(健康手帳をお持ちでない方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください)
- ・ 生活保護受給者は「被保護証明書」、対象者の②に該当する方は身体障害者手帳を医療機関へ提示してください。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

災害時の避難に不安のある方は、 災害時要援護者台帳への登録を!!

西原町では、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。



● 災害時要援護者台帳とは？

災害時に自分の力だけでは避難等が困難な方と、その方を支援していただく方を台帳に登録するものです。地域の中で災害時の支援体制を整えるために、西原町の関係部署、自治会長、民生委員、警察署及び消防署などと情報を共有し、活用します。

● 対象者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70才以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

- ※ ①～⑤に該当しない方でも避難することが困難、または不安がある方は、申請することで災害時要援護者として登録できます。

● 登録には

福祉部福祉課へ申込書の提出が必要です。
(個人情報記載されるため、本人の同意が必要となります)

- ※ 台帳のこと、申込みなどで分からないことがありましたら、
福祉部福祉課、地域の民生委員、自治会長にご相談ください。

【申込み・お問い合わせ】福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

高齢者予防接種のお知らせ

平成26年10月より予防接種法が改正され、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期予防接種となりました。高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けることができますが、予防接種を受けることのできる対象者、実施期間、接種医療機関、自己負担額等が異なりますのでご注意ください。

またインフルエンザ、高齢者肺炎球菌ともに、対象者であっても接種を受ける義務はありません。ご自身の意思と責任で接種を希望する場合にのみ、接種を受けてください。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

■ 肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約 80% に効果があるとされています。しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

また、インフルエンザの予防接種とは異なり、毎年受ける予防接種ではありません。再接種をするときは 5 年以上の間隔を空ける必要があります。

■ 対象者

平成26年度の対象者は次のとおりです。※ 年度末(平成27年3月31日)時点で次の年齢となる方

- ① 65 歳になる方(昭和 24 年 4 月 2 日生～昭和 25 年 4 月 1 日生まれの方)
- ② 70 歳以上になる方(昭和 19 年 4 月 1 日以前の生まれの方)
- ③ 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障がいのある方(身体障害者手帳 1 級程度の方になります)
- ※ 上記の対象者でも、これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方(自費で接種を受けた分も含む)は、接種の対象となりません。
- ※ 66 歳から 69 歳の方については、平成 26 年度の予防接種の対象ではありません。平成 27 年度から平成 30 年度までの間に、年度年齢(3 月 31 日時点の年齢)が 70 歳になる年度に予防接種を受けることができます。
- ※ 個別の通知は、65 歳、70 歳の方へ送付されます。対象者の③に該当する方と 71 歳以上の方で接種を希望される方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

■ 実施期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
(インフルエンザの接種期間と異なるのでご注意ください)

■ 自己負担額

自己負担額 2,000 円(西原町助成額 6,130 円)

- ※ 生活保護受給者は自己負担額が免除となります。予防接種を受けるときは被保護証明書を提示してください。

■ 接種医療機関

西原町が指定した医療機関での接種となります。指定医療機関については、個別の通知でお知らせします。また、インフルエンザの予防接種が受けられる病院と異なる場合があります。ご注意ください。指定医療機関以外で接種を受けた場合は全額自己負担となります。

■ 予防接種を受ける際に必要なもの

西原町指定の予診票、健康保険証、健康手帳(健康手帳をお持ちでない方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください)、生活保護受給者は「被保護証明書」、対象者の③に該当する方は身体障害者手帳を医療機関へ提示してください。



まちの話題



食育ワークショップで食事バランスを学ぶ

小学5年、6年生を対象とした「夏休み 食育ワークショップ」が、8月18日に西原町保健センターで開催されました。食育の一環として実施されたこの事業は、県内で初導入された「食育 SAT システム」を活用した体験学習です。「食育 SAT システム」は、専用のフードモデルを使って栄養素等のチェックができる仕組みのものです。

参加した児童たちは、1食分の食事を好きように選び、システムで評価しました。その食事について、保健師や管理栄養士の指導のもとグループワークをしながら内容を見直しました。



フードモデルを組み合わせて1食を作りました

はじめはほとんどが低評価でしたが、試行錯誤しながら見直した結果、五つ星の最高評価を獲得するなど、バランスのいい食事のコツを身につけました。



グループワークで食の勉強

山形県最上地域と西原の児童が交流を深める

中部地域と山形県最上地域の小学生の交流事業「平成26年度山形県最上広域少年少女沖縄派遣交流事業」(中部・最上広域市町村圏事務組合主催)の一環として、西原町の児童が最上地域から来た児童と交流を深めました。

9月3日には、最上地域の児童が坂田小学校を訪問。坂田小の6年生とミニゲームや体験活動などを行いました。体験活動では、エイサーと一緒に踊ったり「安里屋ユンタ」を歌うなどの文化体験や、ムーチャー作りに挑戦しました。その日の午後は、西原きらきらビーチで海水浴やバナナボート体験。マリンレジャーを満喫した後はバーベキューを楽しみました。ビーチでは町立4小学校の児童も参加し、交流の輪を広げました。



ムーチャー作り



西原きらきらビーチで楽しい思い出を作りました



エイサー体験



プロの技を学べ！野球教室を開催



中尾さんの話を真剣に聞く子どもたち

野球を通じたスポーツの普及・振興及び青少年の健全育成を目指すことなどを目的に、西原町少年野球教室(西原町教育委員会主催、(株)ヤクルト本社・沖縄ヤクルト(株)共催)が、8月23日に東崎公園で開催されました。

野球教室には町内の小中学生が所属する7つの野球チームから156名が参加。ヤクルトスワローズでプレーした元プロ野球選手の青柳進さん、花田真人さん、中尾敏浩さんが指導しました。

ウォーミングアップやランニングなどの基本的なトレーニングを行った後、ポジション別に分かれてピッチングやバッティング、キャッチングの動作などを指導しました。

母牛が勢ぞろい、畜産共進会を開催

西原町の畜産振興、家畜の改良増殖、畜産経営の発展や生産振興を目的に、平成26年度西原町畜産共進会(同実行委員会主催)が、9月10日に東崎都市緑地(イルカ公園)で開催されました。

今年の共進会には、肉用牛の生産、繁殖のために育てられている34頭の母牛が出品。審査員は体型や肉付きなど、繁殖牛としての発育状況を採点しました。審査の結果、山本盛一さん(宇幸地)の出品したひまわり号が西原町長賞を受賞しました。

また、町内の幼稚園や保育園の園児が畜産共進会を見学。園児たちは、自分の背丈以上ある牛の姿や大きな鳴き声に歓声を上げていました。



審査のようす



牛の前で牛さんポーズ

西原で健康展を開催

平成26年度健康増進普及月間と食生活改善普及運動の啓発事業として、9月4日にサンエー西原シティで健康展(沖縄県南部保健所主催)が開催されました。

イベントでは、積極的に健康づくりに取り組む団体や事業所を表彰しました。「平成26年度健康づくり優良事業所」として、西原町からは共同交通(有)(喜屋武貞夫代表取締役)が表彰を受けました。同社は従業員の職場健診や労災二次健診受診率が100%を達成。人間ドックや予防接種費用を事業所が一部助成するなどの取組が評価されました。また展示・体験・相談コーナーでは西原町食生活改善推進員協議会をはじめ、参加市町村が展示や体験コーナーを設置し、買い物客などに食生活の改善をPRしました。



西原町食生活改善推進員協議会のみなさん

絵本ライブで大笑い！

絵本作家あきやまただしさんの読み聞かせイベント「あきやまただし絵本ライブ」が、8月24日に西原町立図書館で開催されました。このイベントは、西原町立図書館の開館10周年記念事業として実施したものです。

あきやまさんは、NHKで放映されているアニメなどの作者です。全国で絵本ライブを開催し、絵本の楽しさを伝える活動をしています。

この日のイベントには、約180名の親子が参加。あきやまさんは、小物を使いながら自身の作品を表情豊かに読み、ギターを弾きながら歌ったり、さまざまな読み聞かせを披露。会場は終始笑いに包まれました。



沖縄大ヘリ墜落事件の写真展

沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落した事件に関連する写真を展示した「沖縄国際大学米軍ヘリ墜落から10年!写真展 私の見た壁~1000の記憶~」(同実行委員会主催)が、8月12日から17日に西原町立図書館で開催されました。

会場には、一般から寄せられた写真が展示されました。たまたま事件に居合わせた人が撮影したものや、事件により発



生した火災で黒焦げになった校舎の壁の写真などが並び、来場者は展示を眺めながら、痛ましい事件の記憶をよみがえらせていました。

西原町青少年音楽祭を開催

第1回西原町青少年音楽祭が、8月16日にさわふじ未来ホールで開催されました。音楽祭には小中高校生、大学生などが出演し、日ごろの練習の成果を披露しました。

西原小学校、坂田小学校、西原東中学校が合唱や演奏を披露したほか、小学校4校が合同合奏を行いました。町在住の野原亜由佳さん(県立芸術大学)の独唱により会場は美しい歌声で包まれ、西原高校はマーチングバンドを中心にパレード豊かなパフォーマンスを披露しました。

フィナーレでは、出演者全員が舞台上に立ち、「花は咲く」を合唱しました。



西原高校マーチングバンド部のパフォーマンス

なぞなで全国準V

JOCジュニアオリンピックカップ第22回全国中学生なぎなた大会が、7月26日に東京都で開催され、演技競技の部で瀬長桃子さん・喜久山彩恵さん（ともに西原東中3年）組が、準優勝しました。決勝では福井県の選手にわずかの差で敗れましたが、堂々の準優勝でした。喜久山さんは「中学最後の大会でとても緊張した。結果は少し悔しいが、いい演技ができたので満足です」と大会を振り返りました。



西原東中なぎなた部のみなさん

平成26年度全日本少年少女武道錬成大会（なぞなで）が8月10日に東京都で開催され、演技競技の小学校5・6年生の部Bで、新川珠羽さん（西原東小6年）が3位にあたる敢闘賞に輝きました。新川さんは「敢闘賞をとれてよかった。大きな声も出せて、練習通りでした」と喜びを語りました。



新川珠羽さん(左から2番目)

県内の各種大会で西原勢が奮闘

第56回沖縄県中学生ソフトテニス競技大会の女子の部で、西原中女子ソフトテニス部が団体優勝、個人では石橋咲希さん・平良咲奈さん組が優勝、比嘉理美さん・仲宗根佑さん（以上、同中3年）組が準優勝しました。



西原中女子ソフトテニス部のみなさん



西原中男子ソフトテニス部のみなさん

7月27日に開催された新報児童オリンピックバレーボール大会で、西原南小を拠点に活動する西原南クラブ（女子）が優勝しました。西原南クラブは6月の第34回全日本バレーボール小学生大会沖縄県大会に



坂田クラブのみなさん



西原南クラブのみなさん

続き、今年2回目の優勝です。また第34回全日本バレーボール小学生大会沖縄県大会では、坂田小を拠点とする坂田クラブ（女子）が3位に入賞しました。

田村慎之介くん（那覇工業1年）は、平成26年度沖縄県高校定時制通信制夏季軟式野球大会に出場。同校は大会で優勝を飾りました。その結果、8月に東京都で開催された第61回全国高校定時制通信制軟式野球大会に出場しました。



田村慎之介くん(中央)

井出翔也くん（西原小3年）は、第28回全国ホープス南日本プロテック大会・第19回全九州卓球選手権大会（小学生の部）県予選で、与那原T.Tスポーツ少年団の一員として男子団体で優勝しました。井出くんは、8月に開催された第28回全国ホープス南日本プロテック大会・第19回全九州卓球選手権大会に出場しました。



井出翔也くん(中央)

「お問い合わせ」
945-3655 教育部教育総務課

農業講演会で、農薬の使用法を学ぶ まちの話題 下水道パレードで普及促進を

耕作放棄地解消対策事業の推進などにより、西原町で野菜栽培が進んでいることを受け、園芸セミナーが開催されています。6月にはゴーヤー栽培と経営、8月には土づくりの講習が行われました。それに続き、農薬の適正使用をテーマにした3回目のセミナーが、9月2日に西原町中央公民館で開催されました。

この日のセミナーには、農家や農業関係者が参加。農薬に関連する法律や適切な使用法などを学びました。沖縄協同青果(株)の足利浩一郎さんは農薬の散布履歴などを書き記す防除日誌について説明。「農薬の適正使用は県産農産物の安全性と信頼確保につながる」と指導しました。



毎年9月10日の「下水道の日」にちなんで、下水道整備促進の理解と協力を得ることを目的に、9月5日に車両広報パレードが行われました。

このパレードは、西原町と中城村・与那原町・南城市の事業促進を合同で実施したものです。西原町役場では中継式が行われ、役場の職員や関係者がパレード隊を受け入れました。(写真)

中継式であいさつした崎原盛秀副町長は「下水道の役割を地域住民が理解し、普及することで地域環境の改善が図られ、住みよいまちづくりにつながる」と、激励しました。

「サワフジの詩」歌碑建立に向けて期成会を設立

字嘉手苅出身の故平敷静男氏が、小さいころから生活の中で愛着していたサワフジを題材に作詞した「サワフジの詩」（石川静枝作曲）の歌碑建立に向けて、「サワフジの詩」歌碑建立期成会（波平常則会長）が立ち上がり、9月11日に設立総会が行われました。



設立にあたり波平会長は「平敷氏は西原町史の編集委員長を務めるなど、各分野で西原町に大きく貢献している方。氏の思いが詰まった詩の歌碑建立のためには、みなさんの協力が必要。個人、団体、企業などたくさんの方に協力をお願いしたい」とあいさつしました。

サワフジの花に命の尊さや平和への願いを込め、故平敷静男氏は「サワフジの詩」の詞を作りました。その思いを感じ、石川静枝氏が町民に愛され、長く歌ってほしいと願い、作曲しました。西原町指定天然記念物サワフジの花木のさらなる普及と、故平敷氏の詞に込められた平和を願う心を広く町民に顕彰するため、同期成会は歌碑の建立を目指しています。

※※ 歌碑建立に向け、事業にご賛同する方からの寄付を募集しています ※※
寄付についての詳しいことは、事務局にお問い合わせください。
(個人は1口1,000円より、企業は1口10,000円より。何口でも可)

お問い合わせ
「サワフジの詩」歌碑建立期成会事務局
☎090-6775-7586 (事務局長:大城)

西原の児童が福島の子もたちと交流&富士山登山

東日本大震災の被災地域に住む児童と交流しながら富士山の登頂を目指し、豊かな感受性や感謝・助け合いの心を育み、青少年の健全な育成を図る「夢を力に!日本一からの景色 2014」が、8月2日から5日の日程で開催され、西原町から2名の児童が参加しました。

この事業には西原町のほか、南城市や南風原町、与那原町などから16名と福島県郡山市から5名の児童が参加。富士山登山など4日間の旅を経験しました。旅の2日目、富士山登山の日は朝5時に出発。登山ガイドの指導のもと、子どもたちは助け合いながら14時ごろ山頂に到着しました。

旅が始まったころは緊張気味だったそうですが、登山が終わるころには子どもたちに絆が生まれ、ひとつになったそうです。また、参加した子どもたちは旅をしながら福島の子もたちと交流し、メッセージを書いて送りました。

この事業を主催した(公社)島尻青年会議所の明るい未来育成委員会委員長を務める照屋一盛さんによると「日本一の富士山登頂を目指すというのが目的。目的を持つことの大切さと、達



富士山五合目で記念撮影

成するためにどうしたらいいかを考えるため」の企画とのこと。富士山登山は途中でリタイアする子もいたそうですが、照屋さんは「目標を持ち、チャレンジしたことが重要。これが次の目標へのチャレンジにつながればいい。学びと気づきの機会が提供できたと思う」と、事業を振り返りました。

平成26年度DV対策事業「一般県民対象のDV問題についての講演会」

日時: 12月6日(土)13:30~15:30
場所: 西原町町民交流センター さわふじ未来ホール(西原町役場内)
講師: 砂川 純子氏(沖縄県中央児童相談所保護班 主幹)
対象: 一般県民及び関係者
【参加申込】 事前に申込みが必要です。
申込方法: 申込用紙に必要事項を記入し、総務部企画財政課に持参、またはFAXで提出してください。
また、電話やメールでの申込みも可能です。(必要事項をお伝えください)
※申込用紙は総務部企画財政課で受け取れるほか、西原町ホームページからダウンロードできます。

「コモンセンスペアレンティングとは」
暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や、虐待をしてしまった親の回復を目指すため、アメリカで開発されたプログラムです。一般の子育てにも効果があると評判です。



【お問い合わせ】
総務部企画財政課 男女共同参画係 ☎945-5340

“西原町国民健康保険収納対策緊急プラン”について

西原町では国民健康保険事業の安定的運営のため「西原町国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成して、運営に取り組んでいます。
国民健康保険税の納め忘れがないようお願いします。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を促します。
- (2) 生活保護申請が必要な被保険者の発見に努め、早期に生活保護の申請を促します。
- (3) 所得未申告者への申告勧奨を促し、適正課税に努めます。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を、国保加入者へ周知します。 他

2 徴収方法の改善等

- (1) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施します。
- (2) 納期内納付困難者との速やかな分割納付等の交渉に努めます。
- (3) 電話催告、徴収訪問等の収納対策を実施します。
- (4) 口座振替を推進します。
- (5) 必要に応じて臨戸訪問等で生活状況を把握し、定期的な納付や増額要請を実施します。他

3 滞納処分の実施

- (1) 悪質・長期滞納案件の財産調査や滞納処分を実施します。 他



【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 国保賦課徴収係 ☎945-4791

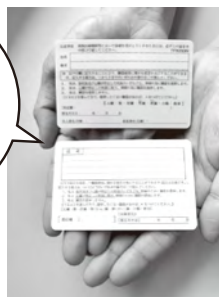
10月は臓器移植普及推進月間です。～意思表示していますか～

臓器移植は、病気や事故で臓器の機能が低下した方への根治療法として行われるものです。
現在、沖縄で約300人の方が腎臓・角膜等の移植を希望して登録中です。しかし、死後臓器を提供して下さる方は少なく、移植の機会が少ないのが現状です。もっとも移植希望登録者が多い腎臓の場合、沖縄で255人の方が登録しています。(昨年末時点のデータ)

1人の献腎提供により、2人の腎不全患者が人工透析から解放されます。しかし、提供者は毎年数人。県内で献腎移植を受ける方は毎年平均で5人ほどです。

臓器提供にはご本人とご家族の意思が大切です。ご本人の意思が分からない場合、臓器を提供するかどうかはご家族で決めることになります。「臓器を提供する」「提供しない」という自分の意思を書いて、ご家族に伝えましょう。

健康保険証や
運転免許証の
裏面をご確認
ください。



- 以下いずれかで意思表示できます。
- ① 健康保険証裏面
 - ② 運転免許証裏面
 - ③ 臓器提供意思表示カード
 - ④ インターネットで登録
(<http://www2.jotnw.or.jp>)

あなたの意思で救える命があります。



【お問い合わせ】 沖縄県臓器バンク ☎879-6311

保健事業カレンダー

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
10月12日	日	乳児一般健診(午前)★	H25.12.1 生まれ～H25.12.31 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	9:00～10:30
10月12日	日	乳児一般健診(午後)	H26.5.21 生まれ～H26.6.11 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:00～14:30
10月14日	火	あがりティーダナイトウォーキング	関心のある方	西原町民陸上競技場	19:00～
10月16日	木	3歳児健診	H23.5.19 生まれ～H23.6.19 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～14:15
10月23日	木	1歳半健診	H25.2.16 生まれ～H25.3.8 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～14:15
10月26日	日	集団健診	未受診者③	西原町保健センター(西原町役場)	8:00～10:00
10月27日	月	集団予防接種(BCG)	生後3か月～1歳未満(標準接種期間:生後5か月～8か月)	沖縄県総合保健協会	15:30～16:00
11月6日	木	3歳児健診	H23.6.20 生まれ～H23.7.12 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30～14:15
11月9日	日	乳児一般健診(午前)★	H26.1.1 生まれ～H26.1.26 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	9:00～10:30
11月9日	日	乳児一般健診(午後)	H26.6.12 生まれ～H26.7.15 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	3:00～14:30
11月9日	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00～

★生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知します)

受け忘れていませんか？

年に1度の特定健診

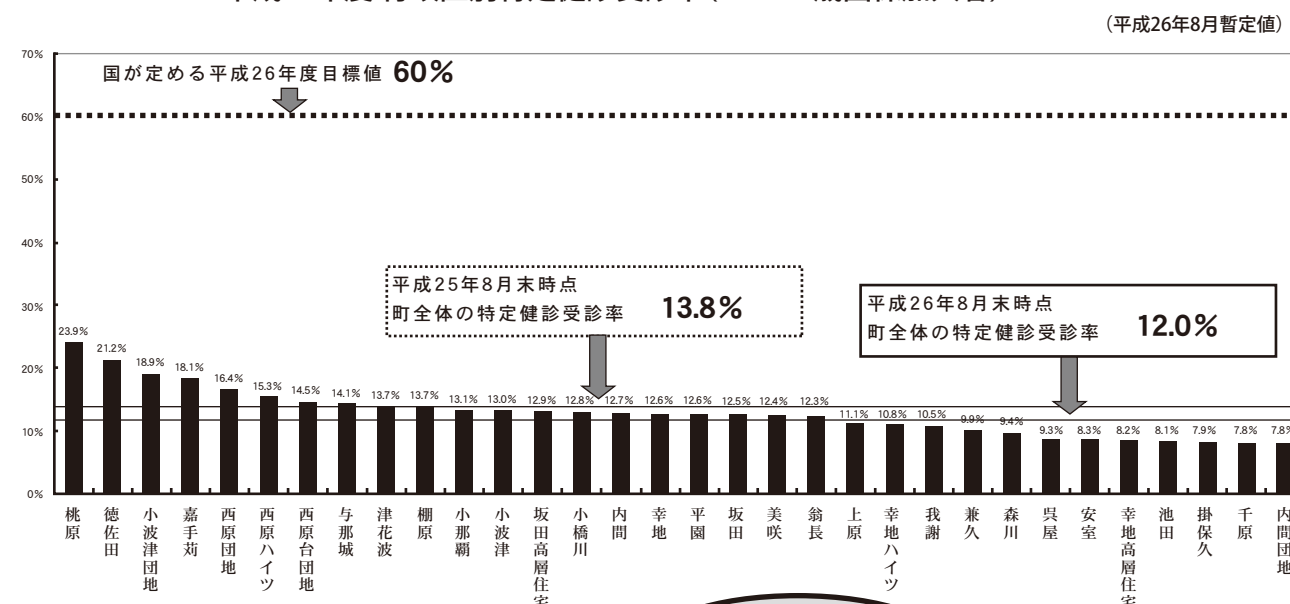


特定健診とは、糖尿病や心臓病、脳卒中などの生活習慣病の有無を検査するための重要な健診です。

しかし、今年度の受診率は下の図のとおり、国が定める目標値の60％に程遠いのはもちろんのこと、昨年同月と比べても受診率が低くなっており、まだ多くの方が特定健診を受けていない状況です。(特に40～50代の方の受診率が低くなっています)

生活習慣病には自覚症状がありません。気付いたときには重症化している場合もあります。ご自身の健康状態を知るためにも、年に1度は特定健診を受けましょう！

平成26年度 行政区別特定健診受診率(40～74歳国保加入者)



今後の集団健診の日程

残り2回です！

「保険証」と「受診券」
を忘れずに。

西原町が実施する集団健診は、残すところ日曜健診の2回となりました。

以下の日程の健診では、特定健診、長寿健診、胃・肺・大腸がん検診が受けられます。

《対象》 特定健診：西原町在住の20～39歳の方、40～74歳の国民健康保険加入者
長寿健診：後期高齢者医療保険加入者
胃・肺・大腸がん検診：西原町在住の40歳以上の方

健診当日の受付時間 8:00～10:00

月 日	曜日	対 象	実施場所	事前予約の受付期間
10月26日	日	健診を受けていない方	西原町保健センター (西原町役場)	10月17日(金)まで
12月7日	日			11月28日(金)まで

日曜健診は、事前予約の受付も行っています。予約希望の方は、福祉部健康推進課の窓口またはお電話でご連絡ください。
※事前予約の受付時間 9:00～17:00(土日、祝日、昼休みは除く)

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791





お知らせでーびる

西原町戦没者追悼式のご案内

西原町では、先の大戦で犠牲になられた方々のご冥福と恒久平和を願って平成26年西原町戦没者追悼式を執り行います。

【日時】10月31日(金)14時
【場所】西原の塔(字翁長)
【問合せ】福祉部福祉課
☎94515311

西原町教育委員会嘱託員募集

パート幼稚園預かり保育業務
【採用期間】平成27年4月採用後1年以内(更新する可能性があります)
【資格要件等】幼稚園教諭免許保持者または保育士資格保持者
【提出書類】自筆履歴書1通(要写真添付)と免許証の写しを提出してください。
※詳細は、お問い合わせください。
【提出場所・時間】教育部教育総務課で受付。9時～17時15分(土日・祝日、昼休みを除く)
【問合せ】教育部教育総務課
☎94513655

西原町男女共同参画審議会委員の募集について

西原町では男女共同参画についての諮問機関として設置している男女共同参画審議会の委員の任期満了に伴い、次のとおり審議会の委員を募集します。
【資格要件】町内在住の方
【審議会内容】男女共同参画の推進に関すること、女性問題解決のための諸政策に関すること
【任期】委嘱の日から2年
【申込方法】所定の申込用紙に記入のうえ、履歴書市販のものでも可を添えて提出してください。
※履歴書等による審査があります。

【問合せ・申込み】総務部企画財政課男女共同参画係
☎94515340

ごみの直接搬入について

引越しや日曜大工などで一時的に大量に出るごみは、西原町では収集せずに個人で東部清掃施設組合に搬入していただくことになっています。その際には申請書を提出する必要があります。詳しくは総務部町民生活課環境保全係
【問合せ】総務部町民生活課環境保全係
☎94515018

台風時のごみの収集について

台風の接近に伴って暴風警報が発令された場合、ごみの収集は中止となります。暴風警報が正午前に解除された場合はその時点から収集を開始しますが、正午を過ぎた時点で解除された場合には、ごみの収集が終日中止となります。ご注意ください。
【問合せ】総務部町民生活課環境保全係
☎94515018

注意で防ごうハブ咬症！ハブ対策は環境整備で！

沖縄県には猛毒を持つハブが生息しており、年間100件前後の咬症被害が発生しています。特に9月から11月にかけてはハブの出没が多く、加えてこの時期は農作業で田畑や山野への出入りが多いことから、咬症被害も多く発生しています。沖縄県では9月1日から11月30日をハブ咬症防止運動月間と定め、「注意で防ごうハブ咬症！ハブ対策は環境整備で！」をスローガンにハブ咬症防止運動を展開しています。町民や町内事業者は、自宅敷地内等にハブがいなくても発見できるように敷地内の整理整頓を心がけ、作業等の際には棒などを用いて、ハブ

プの存在を慎重に確認するなどの対策をしてください。
【問合せ】総務部町民生活課環境保全係
☎94515018

雨水を利用してみませんか

〈雨水利用促進助成金交付制度〉
雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。雨水タンクは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることで、大量の雨水が川へ流れ出ないようにするもので、洪水の防止、防災対策として有効です。貯まった水は洗濯や家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

【制度の内容】
町内で平成26年12月末までに雨水タンクの設置が可能な方に対し、予算の範囲内で助成金を交付(先着順)
【対象施設等】
1.雨水利用のための雨水タンクの設置
2.下水道への接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事
※1居の有効貯水量1㎡以上、1世帯1同居世帯は1世帯とみなすにつき1施設
【交付額】
雨水タンクの設置または改造工事1件につき5万円。要した費用の額が5万円未満の場合は、その要した費用の額とします。
※重複して助成を受けることはできません。

【問合せ】建設部土木課計画係
☎94514415
一定規模以上の土地取引には届出が必要です！
土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。国土交通省では土地が適正に利用されるよう、10月を「土地月間」と定め、理解を深めていく期間としています。国土利用計画法では、一定面積以上の大規模な土地取引の契約をし

平成26年度「土地月間」の実施について

※登記相談の予約は、電話または直接登記所で行ってください。相談日や時間、那覇地方方法務局ホームページをご確認ください。
【問合せ】那覇地方方法務局本局(那覇市桶川)☎85417950/同沖縄支局(沖縄市知花)☎93713267

自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図る観点から、使用者は自動車の適切な保守管理及び点検・整備(日常点検・定期点検)を実施することが義務付けられています。9月と10月は自動車点検整備推進強化月間と定められており、関係機関や団体が推進運動を実施しています。自動車使用者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。
【問合せ】内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課☎86611837

第23回2014おきなわマラソン開催

【期日】平成27年2月15日(日)(雨天決行)
【会場】コース：沖縄県総合運動公園(沖縄市泡瀬スタート・ゴール)
【参加申込期間】11月1日(土)～12月10日(水)
※申込期間内であっても定員に達し次第、申込みを終了します。
【問合せ】おきなわマラソン実行委員会事務局☎930100088

愛の贈りもの

♥「西原町ふるさとづくり寄附金」として、(株)双葉測量設計(安里盛光代表取締役より30万円の寄附がありました。町長が必要と認める事業に活用します。

【募集締切】10月20日(月)
【主催】厚生労働省、社福全国社会福祉協議会(一財)こども未来財団
【問合せ】(一財)こども未来財団事業部 研修調査課☎031551011833

行政書士無料相談会のお知らせ

【日時】10月8日(水)10時～12時・13時～16時
【場所】西原町役場2階会議室
【相談内容】建設業許可・入札・農地転用・会社等法人設立・遺産分割協議書・公正証書遺言・交通事故請求内容証明など
【問合せ】沖縄県行政書士会浦添支部☎0901689619727(仲村正樹浦添支部長)

法務局の登記相談について

那覇地方方法務局が実施している登記相談(不動産登記および法人登記)は、いつでものサービス向上を図るため10月1日から予約制を導入します。登記相談を希望する方は、事前に予約



町内相談機関

～悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください～

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。

※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。予約優先

時間／10時～16時(12時～13時を除く)

月／福祉相談【宮良律子】・・・生活のための手段や生活費に関する相談

火／障害福祉なんでも相談【儀間優子】・・・障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

水／法律相談【垣花豊順(弁護士)】・・・法律に関するあらゆる相談

※相談時間：13時～16時

木／消費生活相談【大城恵美】・・・衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談

金／悩みごとなんでも相談【諸見里美和】・・・どこに相談したらよいのか、一人で悩んでばかりで、解決策がみつからないなど、悩みごとなんでも相談

問 合 せ 西原町社会福祉センター内総合相談所
☎835-8822 または 945-3651 FAX946-6777

なんでも相談(窓口相談)

生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。

相談日時 毎月第1・第3火曜日(相談日が祝日の場合は翌週)10時～16時(12時～13時を除く)

場 所 西原町役場

相 談 員 上木律子

問 合 せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月～金曜 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)

相 談 員 与那嶺 力、佐久川弥生、宮城直子、小波津米子

問 合 せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

※平成26年4月から西原町中央公民館に移転しました。

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

相談日時 基本は随時。ただし、毎月第4火曜日は巡回相談を西原町役場で開設【10時～16時(12時～13時を除く)】

相 談 員 行政相談委員 大城 恵子 ☎946-6404

問 合 せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

人権相談

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

相談日時 随時

相 談 員 知花正、富眞信子、仲宗根好美、與那嶺等、伊礼キヨ、崎原菊江

問 合 せ 総務部総務課 ☎945-5011

法律相談

弁護士による法律に関する相談 ※要事前予約

法律相談 弁護士による法律に関する相談

相談日時 第3火曜日14時～17時30分

場 所 西原町役場

相 談 員 弁護士 永吉盛元

問 合 せ 総務部総務課 ☎945-5011

精神障害者相談

精神的なお悩みに関する相談

相談日時 月・火・木・金：9時～12時、14時～18時／水・土：9時～12時

相 談 員 医師 城間政州

問 合 せ 城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時

相 談 員 玉城、与那嶺、新垣

問 合 せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117



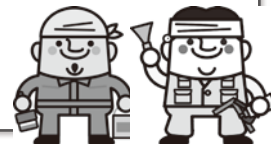
サンリフォーム沖縄

地域に貢献する企業を目指して

西原町字内間 111-2

☎0120-882-916

- キッチン・浴室・トイレ工事(西原町指定給水工事業業者)
- 増改築工事
- 防水塗装工事



相続 遺言 後見人 借金

司法書士に
ご相談ください

〈業務内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

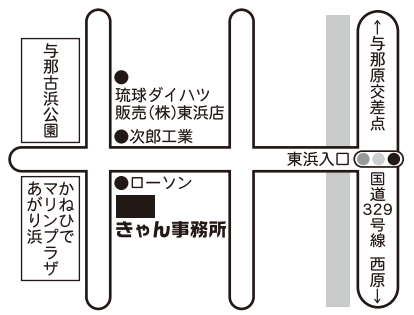
完全個室の相談ブース完備。

お気軽にご相談ください(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所

与那原町字東浜 23 番地 2
代表司法書士 喜屋 武 力

☎882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日 AM9:00~PM6:00



↑与那原交差点
東浜入口
国道329号線 西原↓
琉球ダイハツ販売(株)東浜店
●次郎工業
●ローソン
●きゃん事務所
与那古浜公園
あがりんプラザ



生涯学習だより

生涯学習のマスコット
「マナビイ」

第222号

平成26年10月1日

生涯学習課 Tel.098-945-5036
中央公民館 Tel.098-945-3657
町民体育館 Tel.098-945-8095
坂田児童館 Tel.098-944-6308
西原児童館 Tel.098-945-4393
西原東児童館 Tel.098-944-0976

平成26年度

歴史の道を歩く

—内間御殿から首里城まで—

■開催日 11月2日(日) 出発 8:30～
■ル ー ト 内間御殿⇒町内各字の文化財及び首里へ上がる古道⇒首里城到着
■集合場所 旧西原町役場駐車場(予定)
■定 員 約100名〔参加料 300円(保険料+資料代)〕
※当日は歩きやすい服装・履物でお越しください。



秋空のもと、古道を一緒に歩きましょう。

問合せ
西原町教育委員会
教育部生涯学習課文化財係
☎944-4998 FAX944-4997

かんじゅう学び舎

体験活動やKYT講習等を通して、各地域のリーダー育成を図る「がんじゅう学び舎」を開催します。

～主なプログラム～

- リーダーの心得・レクリエーション
- 秋の星空観察
- イニシアティブゲーム
- お箸づくりクラフト講習
- キャンプファイヤー
- 野外炊飯(カレー作り)

開催日 10月11日(土)～13日(月)
場 所 玉城少年自然の家(現地集合、解散)
対 象 西原町在住の小中学生
申込期限 10月6日(月)
その他、詳細は下記までお問い合わせください。
問合せ 西原町子ども会育成連絡協議会 ☎946-6657



中央公民館からのお知らせ

環境アートとファッション講座

ファッションデザイナー 講師：上里 幸子

今回は捨ててしまうストッキングを大切な資源と考え、単なるリメイクでなくアートとして蘇る、目から鱗の心も豊かになるフラワーアートを学びます。

期 間 11月14日(金)～12月5日(金)
毎週金曜日 13:00～16:00 全4回講座
対 象 者 西原町在住及び在勤、在学者20人
準 備 裁縫セット。ミシンをお持ちの方は持参。
受 講 料 無料 ※教材費が別途かかります。
申込期間 10月6日(月)～11月7日(金)

子どもしまくとぅば講座随時受講受付中！対象：5歳～小中高校生
HIPHOPダンスサークルができました☆君も一緒におどろう☆
【問合せ・申込み】西原町中央公民館☎945-3657

町民体育館からのお知らせ

第4回西原町ボウリング選手権大会結果

日時：7月20日(日) 会場：T-T BOWLでこ

	優勝	準優勝	第三位
個人	翁長 聖	崎浜 秀行	崎山 英郁
女子優勝	屋我美智代	ハイゲーム：翁長聖(258点)	

各区対抗一般バレーボール大会結果

日時：7月27日(日) 会場：西原町民体育館

	優勝	準優勝	第三位
男子	棚原	与那城	翁長
女子	与那城	棚原	

第11回西原町民ゴルフ祭結果

日時：8月31日(日) 会場：沖縄カントリークラブ

	優勝	準優勝	第三位
個人	比嘉 秀一	石川 栄二	浦崎 茂

坂田児童館(☎:098-944-6308)	西原児童館(☎:098-945-4393)	西原東児童館(☎:098-944-0976)
★簡単ナン作り 11日(土) 10:00～12:00 材料代200円、定員20名 ※申込みが必要です。 ★地域対象トランポリン教室 15日(水) 14:00～16:00 定員30名 ※申込みが必要です。 ★3館合同あゆみ&マミーキッズ運動会 22日(水) 10:00～11:30 対象：ファミリークラブ登録者 15日(水)申込締切	★スポーツ記録会 4日(土) 14:00～15:30 ★みんなでカレーを作ろう 11日(土) 10:00～11:30 材料代100円 ※申込みが必要です。 1人でもOK。親子の参加大歓迎です。 ★地域対象トランポリン教室 &みんなで遊べるゲーム 14日(火) 13:30～15:30 ※申込みが必要です。	★スポーツ秋アスレチックあそび 11日(土) 14:00～16:00 幼稚園児以上 ★防犯教室 14日(火) 16:00～(予定) ★食欲の秋お料理教室 25日(土) 対象小学生以上15名 くわしくは児童館でポスターを見てね。

平成26年10月さわふじ未来ホール 催物ご案内									
開催日	曜日	催物名	使用時間	開場	開演	終演	入場料金	主催者	お問い合わせ
5	日	海勢頭 豊 世直しの歌 コンサート	9:00～17:00	13:00	14:00	16:00	¥2,000	海勢頭 豊	090-8838-4660 (海勢頭 豊)
12	日	第2回 ダンススタジオ AIR HEADS 合同発表会	9:00～17:00	13:00	13:30	16:00	¥1,500	ダンススタジオ AIR HEADS	070-5417-4155 (與儀 浩光)
18・19	土・日	西原町文化祭	詳細は16ページをご覧ください					西原町文化協会	098-946-6657
24	金	KIZUNA PROJECT☆ VBセミナー in 沖縄	13:00～22:00	18:00	18:30	20:30	¥3,000	高田恵子	090-1944-7034

と しょ かん

図書館だより

にし はら ちょう りつ と しょ かん

第120号 西原町立図書館

TEL.944-4996 FAX.944-4997
http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



サワフージ ウンタマギール
西原町立図書館マスコットキャラクター



にし はら ちょう りつ と しょ かん

西原町立図書館カレンダー

平成26年10月

〇印の日は休館日です。
■印の日は館内整理日のため休館です(毎月第3木曜日)

〓〓〓〓〓〓開 館 日〓〓〓〓〓〓

【火～金】午前10時～午後7時
【土・日】午前10時～午後5時

〓〓〓〓〓〓休 館 日〓〓〓〓〓〓

- ・定期休館日(毎週月曜日)
- ・館内整理日(第3木曜日)
- ・公 休 日 13日(体育の日)
- ・振 替 休日 14日(体育の日の振替)

平成26年8月の統計

開館日数	26日
貸出点数	21,128点
1日平均貸出点数	813点



き ら ぼ し セブ

喜楽星7語り庭(かたりな)

第13回 あつとーめーのささやき

日時 10月10日(金) 19:00～ 場所 西原町立図書館 前庭

・読み聞かせ ・紙芝居 ・語り ・手あそび ・ミニコンサート ・ブラックライトシアターなど



開館記念日の8月20日。最初に利用者カードを家族で作成した城間さん親子です。記念品のしおりとカードを持って記念撮影をしました。

開館10周年記念事業Ⅲ

「ゆういきや～のゆんたく」ライブ



小学校からの幼なじみでコンビを結成。テレビ・ラジオ・舞台・各イベント等で活躍中。城間祐司さん(写真左)は西原町在住で、図書館もよく利用しています。

日時 10月25日(土) 14:00～15:00 場所 西原町立図書館 2階集会室
定員 100名 対象 一般 受付 10月15日(水)～(電話でも可)

読書月間 10月17日～11月16日

『ムーミン展』

～著者 トーベ・ヤンソン生誕100年～

西原町立図書館では全国読書週間(10月27日～11月9日)より一足早めに、10月17日から読書月間としてみなさまに“読書の秋”を満喫してもらおうと考えています。

今年は子どもから大人まで大人気のムーミン展を開催します。ムーミンの世界、お楽しみに！

KBC学園生徒の作品展



期間 10月29日(水)～11月11日(火)
場所 西原町立図書館 エントランスホール

(定期行事) (※変更になる場合もございます。ご了承ください。)

紙 芝 居 (毎月第1、第3土曜日)	日 時:10月4日(土)、18日(土)11:00	場 所:おはなしのへや
お 話 会 (毎月第2、第4日曜日)	日 時:10月12日(日)、26日(日)15:00	
えいごD E あそぼう！(毎月第2日曜日)	日 時:10月12日(日)11:00	場 所:2階集会室
上 映 会 (毎月第3日曜日)	日 時:10月19日(日)11:00	